

四国中央市の学校給食費無償化に至る経緯

2023年5月10日

県委員会自治体部

四国中央市では、昨年10月臨時議会に上程された補正予算の中で、コロナ禍における物価高騰による学校給食への影響が懸念されるとして、保護者の負担軽減のため、昨年11月から今年3月までの5ヶ月分について栄養バランスの取れた給食の提供のための食材費の増額分を負担するための予算を計上した。また特に、昨年12月と今年1月の2ヶ月分の給食費については、保護者の負担軽減が急務であるとして無償にするとしました。

また12月議会には、日本共産党の飛鷹市議が給食費無償化を強く要望し、立憲やその他の市議からも無償化継続の要望が次々と出されました。

こうした流れの中で、市議会は市民からのつよい要望を受けつつ、4月21日に全会派・全議員からの要望として市に対し、学校給食無償化の実施を（市議会議長が代表となって）市に申し入れるという新たな局面が生まれました。

この状況を受けて市は、5月以降の学校給食については今後1年間の無償化実施を決定し、議会の予算審議前に行う緊急性のある事案について適用される「専決処分」として5月1日に決定したものです。

市民の実情を真剣に受け止めた議会と、要望を受け入れた行政の英断は高く評価されます。今後は1年の期限付きでなく、永続的な施策に発展することを願うものです。

なお、四国中央市の市内小中学校は28校。対象となる児童や生徒は約5,900人で、食物アレルギーなどを理由に弁当などを持参している14人には、給食費相当分の補助金が支給されます。一食当たりの給食費は小学校280円、中学校で320円。

また、未就学児の私立・公立の保育園・幼稚園・認定こども園などは計28園。園児対象者は私立を含めて1,345人で、月額一人4700円を上限に助成しています。公立は副食費の徴収を停止し、私立は学校給食会に給付されます。

事業費は3億8,500万円で専決処分されており、学校給食と保育園などの副食費の同時無償化は県内の自治体では初めてのことです。

以上

愛媛労働局

局長 小宮山 弘樹 殿

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引き上げが最も有効であると考えています。

さて、低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の急騰は実質賃金の低下を招き、彼らにさらに大きな生活苦と困難を強いています。そこで私たちは「最賃の再引き上げ」を貴職に求めてきました。しかし貴職はこれを無視し続けています。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つばかりでなく、これを無視することは極めて非人道的といわざるを得ません。改めて最低賃金の「再引き上げ」求めるとともに、最低賃金制度の改善と時給 1500 円の実現を求めて以下のように要請いたします。

記

1. 最低賃金の「再引き上げ」を緊急に行うこと。
2. 最低賃金を時給 1500 円に引き上げること。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し全国一律とし、生涯 2000 万円にも達する地域間格差や東京一極集中現象、地方からの人口流出、過疎促進現象に歯止めを阻止すること。
4. 最低賃金の地域ランク制を 4 ランクから 3 ランクに改定するとしているが、地域間格差の根本的解決にならない。直ちに全国一律最賃制を実施すべきである。
5. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、税負担、社会保険料の減免など公的支援を手厚く行うこと。
6. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。
7. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2023 年 6 月 9 日

J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）

以 上

愛媛労働局

労働局長 小宮山 弘樹 殿

「JAL 不当解雇撤回」に関する要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

さて、私たちは「JAL 不当解雇撤回を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。JAL 不当解雇撤回問題は、別紙「日本航空の解雇争議の早期全面解決するための要請書」のとおり JAL 日本航空の労働組合（争議組合）に対する極めて不誠意で悪質な態度に大きな問題があると私たちは考えています。

すなわち「JAL 再建管財人による不当労働行為」や「争議組合を狙い撃ちにした JAL 再建計画以上の希望退職者募集」、「繰り返された ILO 効告（166 号条約）の無視」、「JHU に対する団交拒否」、「JHU に対する不当労働行為（差別）」、「客室乗務員 6325 名、パイロット 477 名の新規採用をしながら被解雇者 165 人の職場復帰拒否、解決金拒否」などである。

JAL 日本航空当局の態度は不誠意などという生易しいものではなく解雇権の濫用であり、労働組合を敵視し、その破壊を企図したものと断じざるを得ない。

つきましては、労働行政を統括する貴職として、別紙「要請書」をご理解の上、下記事項について上申されるとともに貴職の見解を示していただきますよう要請いたします。

記

- 1、13 年目を迎えた JAL 争議について人道的見地や国際的信用失墜を防止する立場から早期解決を図るよう指導されたい。
- 2、JAL 当局の JHU 労組に対する敵視政策や不当労働行為を指弾し、根絶するよう厳しく指導されたい。
- 3、JAL 再建計画に深くかかわった国土交通省に団体交渉に応じるなど J A L 争議の早期終結に一定の役割を果たすよう要請されたい。

2023 年 6 月 9 日

J A L 不当解雇撤回・四国キャラバン実行委員会
共同代表・中川孝文 (JA 1 闘争支援四国共闘会議議長)

日本航空解雇争議の早期全面解決するための要請書

2010 年に政府主導の下で日本航空の「破綻と再建」が進められ、同年 12 月 31 日に 165 名が年齢と病気欠勤歴を理由に解雇されました。本解雇争議は 13 年目を迎ましたが未だに解決していません。年齢（機長 55 才以上、副機長 48 才以上、CA53 才以上）を基準としたベテラン乗務員の解雇は「空の安全」に逆行するものであり、病気欠勤歴を理由とした解雇は人権・人道上に大きな問題もありました。

解雇当時、人員削減目標を達成し 1586 億円の営業利益を上げている中での解雇であり、翌 2 月には、稻盛和夫 JAL 会長（当時）が記者会見で「経営上は必要なかった解雇」と明言した解雇でした。また、日本航空が 2011 年 7 月に国交省に提出した「安全報告書」によれば更生計画上の人員削減目標を 735 名も超過達成していました。

さらに、再建後の 2012 年 7 月以降、客室乗務員の新規採用を再開し、これまで 6325 名が採用されています。パイロットについても 477 名が採用されているにもかかわらず、争議団からは 1 人も乗務職に戻していません。これは整理解雇者の優先雇用を定めた ILO166 号条約にもとづく ILO 勧告を無視したものであり企業の社会的責任が問われています。またこの勧告を採択した国としても、整理解雇者を優先的に再雇用するように日本航空を行政指導すべきであり、政府の責任ある対応も問われています。

日本航空は昨年、解雇争議の解決策として「業務委託契約」を提案しました。JAL 不当解雇撤回争議団 35 名（うち JHU 組合員 32 名）は、業務委託（月額 12 万 5000 円、2 年契約）は「雇用に寄らない働き方」であり雇用を一方的に奪われた非解雇者にとって働く権利の回復にはならないことから、納得できる解決内容を求めて争議を継続しています。

また、日本航空は「業務委託契約」を提案する際に、JHU に対しては、社内二労組から合意の方針が出された後に提案するなど差別扱いを行いました。これは組合間差別を禁じた労組法 7 条 3 号（支配介入）に該当する不当労働行為に当たることから東京都労働委員会に救済を求めています。この日本航空の争議解決の手法は、2010 年 11 月に解雇の過程で労働組合のストライキ投票に支配介入した「不当労働行為」が、2016 年 9 月に最高裁で憲法 28 条違反「団結権の侵害」と断罪されたことへの反省が全くないことを示しています。

JHU は、東京都労働委員会において日本航空に対しては「団交拒否」と「誠実交渉義務違反」、並びに上述の「組合間差別」について不当労働行為救済の申し立てを行い、調査が進められています。また、指導・監督の立場にある国土交通省が JAL 破綻と再建にあたって深く関与してきたことから国土交通省についても“使用者性”があるとして「団体交渉拒否」の問題で同様の申し立てを行い、調査が進められています。

165 名の解雇争議は「空の安全」や「労働者の権利」を守るだけでなく「人権問題」でもあります。長引く争議が職場に与える影響は計り知れません。

貴労働局におかれましては、JAL 争議の早期全面解決に向けてご尽力を賜りますよう要請いたします。

2023 年 6 月 9 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会

共同代表・中川孝文（JAL 闘争支援四国共闘会議議長）

愛媛労働局要請参加者リスト

2023.06.09 13:30~14:30

	氏名	役職
1	河村 洋二	JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現キャラバン実行委員事務局長
2	今井 正夫	愛媛労連議長
3	烏谷 律子	愛媛労連事務局長
4	重見 幸春	JAL愛媛争議団を支える会事務局長
5	来島 賴子	新日本婦人の会愛媛県本部会長・JAL愛媛争議団を支える会世話人
6	中尾 寛	全国年金者組合愛媛県本部執行委員長
7		
8		
9	片岡 朗	愛媛県社会保険推進協議会事務局長
10	吉田 泰臣	愛媛単協労連・農民連
11	児島 文彦	JAL愛媛争議団を支える会世話人
12	齋藤 晃	JAL被解雇者労働組合事務局長(争議団)
13	林 恵美	JAL被解雇者労働組合副委員長(争議団)
14	大池 ひとみ	JAL被解雇者労働組合書記次長

* 取材 吉田 寛 (愛媛民報社)

2023年6月8日

四国経済産業局長 原 伸幸 殿

日本共産党愛媛県委員会委員長 林 紀子
同 愛媛県議会議員 田中 克彦

電気料金値上げ認可撤回をはじめ、物価高騰が続くなかで、国民生活と地域経済への実効性ある支援強化を求める要望書

日頃よりの事業者支援、生活支援へのご尽力に、敬意を表するものです。

さて、5月19日、経済産業省は、大手電力7社の6月からの家庭向け電気料金値上げを、認可しました。四国電力による再申請では、平均28.7%もの値上げとなっています。現在、国は、負担軽減策をとっているものの、その実感には乏しく、その上に、9月使用分までで終了となれば、10月以降、深刻な事態になりかねません。しかも、「酷暑」と言われることが当たり前になっているもとで、電気料金節約などできる状況ではありません。ぜひ、電気料金値上げの認可撤回を、強く求めるものです。

同時に、原材料価格をはじめ各種値上げも続いている。東京商工リサーチが発表した4月の全国企業倒産件数は、前年同月比25%増の610件となり、1カ月連続前年同月を上回り、物価高を起因とする倒産も、前年同月比で2.3倍。「物価高や人手不足が重荷となって企業倒産の増加が加速する可能性がある」(日本経済新聞5月11日付)とも指摘されています。

1~3月の国内総生産(GDP)が発表され、3四半期ぶりのプラス成長とはいえ、コロナからの行動制限がなくなり旅行や外食が活発化したことが大きな要因のように思えますし、実質賃金は減少しており、個人消費の伸びは弱々しいもので、今後への不安要素だと考えます。外国人観光客、いわゆるインバウンド頼みだけでは、長続きしません。内需の拡大には、中小企業含め抜本的な賃上げが不可欠ですし、今後とも、物価高騰から暮らしを守り、地域経済をささえる実効性ある対策を、国の責任で早急に補強されるよう、強く要望するものです。

記

1. 認可された電気料金値上げを撤回するよう、本省に求めていただくこと。
2. 物価高騰から生活を守る視点で、最低賃金の時給1,500円への引き上げ、中小企業の賃金引き上げへ、直接的な支援、賃上げ助成制度拡充等、講じるようご検討いただくこと。
3. 各種値上げによる物価上昇分を念頭に、消費税を少なくとも5%に減税するよう本省に求めていただくこと。インボイス制度の実施凍結あるいは、延長をご検討いただくこと。
4. コロナ対応としての無利子・無担保のいわゆる「ゼロゼロ融資」の返済が本格化しようとするとともに、これを別枠債務とし、事業継続に必要な新規融資を受けられるようにすることなど、柔軟な対応を可能とするよう、本省に求めていただくこと。
5. 原油価格高騰が続き、深刻化しているなかで、トリガー条項の発動なども含め、卸売価格の引き下げを早急に実現していただくこと。とりわけ、飲食店や運輸業、中小製造業など事業用燃料にたいする実効性ある措置は必要不可欠で、早急にご検討いただくこと。
6. 地方の地域経済の実態を調査しつつ、「地域経済再生給付金」(仮称)を創設し、地域の中心となる産業全体を支える、あるいは、中小企業・小規模事業者への直接支援を可能とするよう、ご検討いただくこと。
7. 地方創生臨時交付金をさらに拡充するなどし、中小企業対策への活用をより柔軟にできるよう本省に求めていただくこと。

以上